

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、タクシー乗務員として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、タクシー乗務中に仮眠をとっていたところ、背部と胸部に痛みが出現したとして、B病院に救急搬送され「急性大動脈解離、せき髄梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、被災者は、C病院に転医し療養を続け、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。被災者は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第1級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日から障害者支援施設に入所していたところ、平成〇年〇月、D病院に受診し「肝細胞がん」と診断され、同年〇月〇日、E病院に転医し入院加療したが、同年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書によると、直接死因「肝細胞がん」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の本件疾病による下肢麻痺のため肝細胞がんの発見が遅れ、本件疾病の治療に使用された薬剤性肝障害により肝細胞がんが発症・進展した可能性があること等から、被災者の死亡と本件疾病との間には因果関係があり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると主張している。

(2) そこで、被災者の死亡と本件疾病との因果関係について本件に係る医師の見解をみると、F医師及びG医師は、それぞれ、平成〇年〇月〇日付け意見書、平成〇年〇月〇日付け面照会顛末書において、被災者の死亡原因は肝細胞がんであって、肝細胞がん発症及び死亡と本件疾病との間の因果関係は考え難いと述べている。また、H医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師及びG医師とほぼ同旨の意見を述べている。

当審査会としても、F医師、G医師及びH医師の意見は妥当であり、被災者の死亡原因は肝細胞がんであって、肝細胞がん発症及び死亡と本件疾病との間の因果関係は考え難いと判断する。

(3) なお、請求人の主張は、医学的な根拠を欠き採用できないことを付言する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。